

令和3年第9回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和3年9月7日(火) 午後1時30分から午後2時5分まで

2. 開催場所 上下水道部庁舎3階 大会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長	19番	谷 則男
委 員	1番	北澤 良祐
	2番	服部 茂
	3番	狩野 雅史
	4番	奥村 郁雄
	5番	稲田 正文
	6番	村田 清美
	7番	田村 勝美
	8番	阪部 幸弘
	9番	西村 修
	10番	森澤 明
	11番	上田 國和
	12番	園田 正夫
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	新井 泉次
	16番	森島 孝司
	17番	新井 源吾
	20番	堀井 吉夫

4. 欠席委員 (1人) 18番 木村 正樹

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第26号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日 程 第 5 議案 第28号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について

日 程 第 6 議案 第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について(利用権貸借)

日 程 第 7 議案 第30号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

日 程 第 8 議案 第31号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

日 程 第 9 報告 第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第10 報告 第20号 農地法第5条の規定による認定電気事業者に係る協議申出に
ついて(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児

事務局 田畑 徹

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号18番木村職代から欠席届が提出されています。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中13名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和3年第9回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、4番 奥村委員、5番 稲田委員よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお問い合わせいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号12番13番を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号12番、13番は世帯内の無償移転となりますので、とりまとめて説明します。</p> <p>受付番号12番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市奈島 ●● ●●です。</p> <p>権利の種類は3条の無償移転となります。</p>

受付番号13番について説明します。

内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市奈島 ●● ●●です。権利の種類は3条の無償移転となります。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号12番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号13番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号14番を事務局から説明いたします。

事務局 受付番号14番について説明します。内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市枇杷庄 ●● ●●です。権利の種類は3条の有償移転となります。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●●さんは水主に住んでいましたが農地を手放し京都市内へ転居したが退職を機に城陽市内に再転居し、農業を再開しているとのこと。7月30日に●●さんから聞き取り調査を行い、申請地耕作者との共同耕作の確認、営農計画書、地元農家組合との合意報告書、宇治市農業委員会耕作状況報告をもって3条申請を受け付けることとなりました。

現在所有の水主●●●の営農状況を確認し、宇治市伊勢田町の農地については宇治

市農業委員会から耕作状況は良好であるとの報告をいただいています。

会 長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号14番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長

日程第4、議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号1番について説明いたします。
土地の所在は、城陽市奈島 現況地目は田 面積18平方メートル 他2筆 計3筆 合計118平方メートル
申請人は、城陽市奈島 ●● ●●

北側既存の貸駐車場の代替地として利用するためです
場所は市街化調整区域、農業振興地域、農用地ではありません。
現況は畑です。西側は里道・水路、北側は道路、東側、南側は●●●●●駐車場です。

雨水排水は自然浸透とし、生活雑排水はありません。

隣接農地はありません。

青谷土地改良区からは

- ・周辺農地の耕作に支障を及ぼさないようにすること。
- ・雨水等の処理をすること。

環境課からは

- ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは

- ・西側里道を取り込まないように注意してください。
- ・市道に関する工事の雨水排水接続、側溝改修を行う場合は道路法第24条による協議をしてください。

等の意見が付されています。

資料1に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。事務局の説明にあったとおりであり、周辺に農地がないことから問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

●●委員 事務局の説明で北側は道路とのことですが、公図において申請地の北側に個人名がありますはどうなっているのですか。

事務局 現状、道路となっております

会 長 他に質疑はありますか。質疑がないので、採決に入ります。

受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第5、議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを上程し、受付番号3番から8番について事務局から説明いたします。

受付番号3番について説明いたします。
土地の所在は、城陽市富野 現況地目は畑 面積294平方メートルのうち52平方メートル
貸付人は 城陽市長池 ●● ●●

受付番号4番について説明いたします。
土地の所在は、城陽市富野 現況地目は畑 面積243平方メートルのうち172平方メートル
貸付人は 城陽市長池 ●● ●●、●● ●●

受付番号5番について説明いたします。
土地の所在は、城陽市富野 現況地目は畑 面積97平方メートル 他2筆 計3筆 合計278平方メートル
貸付人は 城陽市富野 ●● ●●、●● ●●●、●● ●●

受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号6番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号7番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号8番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第6、議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号29番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号29番について説明します。
本案件は令和2年11月1日～令和3年10月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市市辺 ●● ●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号29番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号30番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号30番について説明します。
本案件は平成30年11月1日～令和3年10月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。
借り手は、城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。一時病気になりましたが、現在は農地を適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号30番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号31番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号31番について説明します。
本案件は令和2年11月1日～令和3年10月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。
借り手は、城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●●さんは荒見田で水稲、水主で野菜を耕作していますのでご審議のほどよろしく
お願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号31番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第7、議案第30号 相続税納税猶予に関する適格者証明についてを上程し受
付番号4番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号4番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
被相続人は、城陽市寺田 ●● ●●
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。
相続開始年月日は令和2年12月2日です。
資料3に位置図等を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告を行います。

担当委員 報告いたします。申請農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議の
ほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号4番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

会 長 日程第8、議案第31号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを上程し受付番号4番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号4番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市富野 ●● ●●●です。
資料4に位置図等を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告願います。

担当委員 報告いたします。申請農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願います。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号4番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し利用状況確認書を宇治税務署長に回答することに決定いたします。

会 長 日程第9、報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号26番から31番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号26番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市中 ●● ●●●です。

事務局 続いて受付番号27番を説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、京都市南区 ●● ●●●です。

事務局 続いて受付番号28番を説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、京都市南区 ●● ●●●です。

事務局 続いて受付番号29番を説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市中 ●● ●●です。

事務局 続いて受付番号30番を説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

事務局 続いて受付番号31番を説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。

会 長 日程第10、報告第20号 農地法第5条の規定による認定電気事業者に係る協議
申出についてを専決しました。受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明いたします。
土地の所在は、城陽市寺田 地目は畑 面積358平方メートルの内4平方メ
ートルです。
貸付人は 宇治市志津川 ●● ●●
城陽市寺田 ●● ●●、●● ●●
借受人は 東京都世田谷区 ●●●●●●●●●● ●●●●●●●● ●● ●
● ●●●です。

場所は市街化区域です。
自己の敷地内です。
転用目的は携帯電話サービスを目的として基地局のコンクリート柱を1本新設です。

環境課からは

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講
じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは

・道路区域内の架空線について、京都府または城陽市と協議願います。
との意見が付されています。

資料5に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。

担当委員 報告いたします。事務局説明どおりで市街化地域であり、問題ないと考えますので
よろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので日程第10を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第9回定例総会を終了致し
ます。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願
いします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員